

第7章 景観まちづくり

1. 景観まちづくり

景観は「地形・自然」、「歴史・文化」、「まち・界限」などが組み合わさって生み出されます。

景観まちづくりとは、住民や事業者及び行政が「景観は地域の共有財産」との認識に立ち、住み良いまちとして良好な都市景観の形成に努めることです。

豊島区では豊島区景観条例や景観法に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の新築・増築等、広告物の設置・改造等、開発行為を行う場合に、事前協議や行為の届出(国等は通知)を義務づけています。

事前協議や行為の届出の件数は、図表 2-7-1 のとおりです。

なお、豊島区景観条例施行前には、平成5年7月1日より豊島区アメニティ形成条例による届出制度があり、景観条例施行前の届出及び通知件数は、図表 2-7-2 のとおりです。

図表 2-7-1 景観事前協議及び行為の届出・通知件数

	景観事前協議				届出・通知		
	建築物	工作物	開発行為	広告物	建築物	工作物	開発行為
平成28～30年度	123件	6件	4件	204件	116件	5件	4件
令和元年度	47件	3件	2件	57件	48件	3件	2件
令和2年度	55件	0件	2件	47件	52件	0件	2件
令和3年度	52件	0件	1件	86件	52件	1件	1件
令和4年度	47件	0件	1件	104件	44件	0件	1件
計	324件	9件	10件	498件	312件	9件	10件

図表 2-7-2 アメニティ形成に関する届出及び通知件数

	建築物等	開発行為	広告物	その他※	計
平成5～27年度	1,591件	52件	1,512件	162件	3,317件

※その他：表層材の変更、立体駐車場、装飾灯など